

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について ～フローチャート～

事業所が特定被災区域にあるか。
(継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断)

ある

しない

ない

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。

- ① 事業所や生産設備に直接的な被害(損壊等)が生じている。
- ② 事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤ ①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満になったか。

なった

1. 労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
(リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。)

2. 納付期限等の延長

労働保険料の申告・納付の期限が延長されています。
(リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。)
※青森県、茨城県は、平成23年7月29日が期限となります。
※岩手県、宮城県、福島県の延長後の期限は、改めて告示します。

3. 納付の猶予

申請により、1年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。

ならなかった

ある

ない

事業所が、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(平成23年7月29日以降は、岩手県、宮城県、福島県)のいずれかにあるか。

ある

ない

ある

ない

大震災により事業財産に相当な損失(おおむね20%以上)があるか。
通常どおり、申告・納付手続きを行ってください。

東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ 労働保険料等の免除Q&A

<制度について>

Q1: 「労働保険料等の免除の特例」とはどのような制度ですか?

A1: 東日本大震災(以下「大震災」といいます。)に被災し、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事業主の方に対し、免除の申請を行っていただいた上で、最大で、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの賃金に対する労働保険料等(*)を免除するものです。(*)平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含みます。

<免除の対象について>

Q2: 具体的には、どのような場合に労働保険料の免除を受けることができますか?

A2: 事業が次の要件を満たす場合に、その月についての労働保険料が免除されます。

- ① (所在地) 大震災時に特定被災区域に所在しており、
- ② (震災被害) 大震災による被害を受け、
- ③ (賃金支払状況) 大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満

※免除の対象となる会社(建設会社など)が有期事業を行っている場合は、その有期事業の労働保険料も対象となる月について免除され、特別加入者がいる場合は、特別加入保険料も対象となる月について免除されます。

詳細は、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」をご覧ください。

Q3: 特定被災区域とはどこですか。

A3: リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」をご覧ください。

Q4: 東京の本社で労働保険の手続きを一括して行っています(継続一括事業です)が、一部の支社(被一括事業)が特定被災区域にあります。この場合は免除の対象にならないのでしょうか。

A4: 原則として、継続一括事業全体がA2の要件(①所在地、②震災被害、③賃金支払状況)に該当する場合に、継続一括事業全体について免除の対象となります。また、特定被災区域にある一部の支社(被一括事業)のみがA2の要件(①所在地、②震災被害、③賃金支払状況)に該当する場合であっても、その一部の支社について免除の対象となります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督署又は労働保険年度更新コールセンター(0120-995-986)にお問い合わせください。
※ コールセンターでの受付は平成23年7月15日までになります。

Q 5 : 従業員の雇用を維持し、休業手当を支払っています。このような場合、労働保険料は免除になりますか。また、休業手当を支払っていても、雇用調整助成金を受給している場合、労働保険料の免除の対象にはなりませんか。

A 5 : 「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」(A2の③)は、休業手当は除いて計算することとしていますので、雇用調整助成金を受給しているかどうかにかかわらず、その計算によって、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満に該当する場合は、免除の対象になります。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

<手続について>

Q 6 : 労働保険料の免除を受けるためには、具体的にどのような手続が必要ですか。

A 6 : 管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に、平成23年度の年度更新手続と併せて、申請に必要な書類を提出してください。

必要な書類の内容などの詳細は、お手数ですが、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」をご覧ください。

Q 7 : 既に平成23年度の年度更新手続を済ませてしまいましたが、免除の申請はできませんか。

A 7 : 年度更新手続後でも、申請は可能です。

Q 8 : 免除の申請をする場合は、平成23年度の年度更新申告書はどのように記入したらいいでしょうか。

A 8 : 平成23年度の概算保険料額の欄(⑫欄・⑭欄)には、賃金支払の見込みが立たないものとして「0」を記入してください(A10のような場合は除きます。)。それ以外の部分(平成22年度の確定保険料額の欄(⑧欄・⑩欄)など)は、通常どおり記入してください。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

Q 9 : 免除の申請をする場合は、保険料は支払わなくてよいのでしょうか。

A 9 : まずは提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q 10 : 免除の申請をしようと思うのですが、平成23年7月から事業を全面的に再開しているので、7月以降分の保険料は支払いたいと思います。手続はどのように行えばいいでしょうか。

A 10 : 年度更新申告書に、平成23年7月以降の賃金総額の見込額で概算保険料を計算して記入の上、免除の申請書類と併せて、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

また、実際に納めていただく保険料の額は、提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q 11 : 申告書は金融機関でも受け付けていますか。

A 11 : 金融機関では、納付する保険料がない場合は申告書の受付を行っていないので、ご面倒ですが、免除の申請を行う場合は、年度更新申告書は、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

Q 12 : 免除の申請をしたいのですが、管轄の労働局も労働基準監督署も遠く、出向くことができません。

A 12 : 免除の申請書類と年度更新申告書を、管轄の都道府県労働局に郵送してください。郵送が難しい場合は、ご面倒ですが、まずはお電話で管轄の都道府県労働局か労働基準監督署までご相談ください。

Q 13 : 一度免除の対象になれば、平成24年2月までは自動的に免除されるのですか。

A 13 : 最終的に、平成24年度の年度更新手続と併せて、免除額の精算手続を行う必要があります。そのため、お手数ですが、毎月の①賃金総額、②休業手当の額、③免除対象高年齢労働者の賃金総額を控えておいていただくよう、お願いします。

※事業が完全に再開したなどにより、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」(A2の③)が2分の1未満に明らかに該当しなくなった場合は、免除対象期間終了届(様式5)を提出してください。

<給付への影響について>

Q 14 : 保険料が免除されても、労災保険や雇用保険の給付の額に影響はありませんか。

A 14 : 保険給付には影響しません。